

第63号議案

令和5年度京都府流域下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度京都府流域下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度京都府流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 流域下水道事業収益	13,850,330千円	△178,986千円	13,671,344千円
第1項 営業収益	7,247,222千円	△97,423千円	7,149,799千円
第2項 営業外収益	6,603,108千円	△81,563千円	6,521,545千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	14,891,678千円	△779,048千円	14,112,630千円
第1項 営業費用	14,596,067千円	△793,340千円	13,802,727千円
第2項 営業外費用	295,611千円	14,292千円	309,903千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条かっこ書中「1,295,972千円」を「1,504,882千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	8,697,112千円	△801,949千円	7,895,163千円

第1項	企業債	3,082,000千円	△132,000千円	2,950,000千円
第3項	負担金	1,378,250千円	5,433千円	1,383,683千円
第4項	補助金	3,752,500千円	△675,382千円	3,077,118千円
支 出				
第1款	資本的支出	9,993,084千円	△593,039千円	9,400,045千円
第1項	建設改良費	6,897,833千円	△592,039千円	6,305,794千円
第2項	企業債償還金	3,095,251千円	△1,000千円	3,094,251千円

(企業債)

第4条 予算第6条中「3,082,000千円」を「2,950,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	505,985千円	△479千円	505,506千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「1,319,364千円」を「1,266,159千円」に改める。

第7条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第10条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

令和6年3月4日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊